

国立国会  
図書館蔵

## 古活字版「伊曾保物語」に

### おける文字使用の二部性

菅 原 範 夫

はじめに

中世末から近世初期におけるひとつの文献内の文字を見る時に、同一人が書写した場合であってもそこに用いられる文字はいつの場合も全巻通じて統一的是であると限らない。例を大蔵流狂言資料の平仮名にとれば、虎清本狂言台本においては全巻を通じて統一されている様子を窺うことができ、一方の虎明本狂言台本でもかなり統一であることが窺えるが、同じ大蔵虎明の手になる伝書「わらんべ草」においては部分的にしか用いられない平仮名があったことが分る。この様に同一人が書写したものであっても文献によっては文字使用のしかたに差異が認められることがある<sup>(1)</sup>。

一方、活字印刷された文献の文字使用を見る時には少しく複雑な要素を考えなくてはならない。まず、物理的に有限である活字の制約を受けることが考えられる。文字使用を活字種<sup>(2)</sup>で考えると、その

様な場合の選択は文選工に係るものであろうと考えられる<sup>(3)</sup>。印刷工程を逆に辿れば、勿論その以前に原稿があるわけである。活字印刷の実態は未詳な部分が多いが、一応考慮に入れておく必要はある。さて、国立国会図書館蔵古活字版「伊曾保物語」の平仮名文字についてひととりの整理を試みた結果、いくつかの文字<sup>(4)</sup>において使用される場所に偏りがあることが指摘された<sup>(5)</sup>。

本稿では国立国会図書館蔵古活字版「伊曾保物語」の平仮名文字使用の二部性の実態と、分布を同じくする表記上の事柄について報告するものである。

#### 一、平仮名文字使用の二部性

個々の文字使用の概要については既に触れているので省略<sup>(6)</sup>に似、本節では偏りを見せる平仮名文字について見ることにする。文

字の検討に先立って、どの部分に用いられているかを解り易くするために全巻をほぼ八等分してⅠ～Ⅷで示すことにする。

Ⅰ 上一オ ～ 上二五ウ (上巻目録を除く)

Ⅱ 上一六オ ～ 上二八オ (上巻末)

Ⅲ 中一オ ～ 中一四ウ (中巻目録を除く)

Ⅳ 中一五オ ～ 中二八ウ

Ⅴ 中二九オ ～ 中三八 (中巻末)

下一オ ～ 下二ウ (下巻目録を除く)

Ⅵ 下三オ ～ 下一五ウ

Ⅶ 下一六オ ～ 下二七ウ

Ⅷ 下二八オ ～ 下四〇ウ (下巻末)

さて、部分的に用いられている文字の偏り方にはいくつかの種類が見られる。

一、使用回数が極めて少く、全体的使用となり得ない文字

二、当該文字を含む音節の語詞の出現が部分的であるため、必然的に全体的使用となり得ない文字

三、同音節の他の文字が一方で全体的に用いられておりながら、部分的にしか用いられていない文字

一の類には次の如きものがある。

「あは」(以下連合活字は右傍線を附して示す)の出現はⅠ—

例、Ⅱ—二例、Ⅵ—一例、合計四例であるが、他に「アハ」と続く

音節はⅡ—一例、Ⅲ—二例、Ⅳ—一例、Ⅴ—三例、Ⅵ—二例、Ⅶ—

二例、Ⅷ—一例、合計一二例ある。しかし、それらはア・ハのそれぞれ単字が用いられるか、またアの単字と「ハ」の連合活字が用いられるかのいずれかである。これらの組み合わせについては類型性を認めることは難しい。

二の類のものは三字連合活字・四字連合活字に多く認められるものである。

「さふらひ」という四字連合活字はⅡ—六例、Ⅲ—三例と部分的には多用されている。しかし、「さふらひ」を含む語詞の出現はこの部分にのみ集中するものであり、他の箇所では用いる場合がないのである。

本稿で注目したのは三の類のものである。同じ音節を表わす文字が他にあること、更に他の文字は全体的に用いられていること等から、一・二の類におけるとは異った状況で部分的に偏って用いられている。また、この類に属する文字は数量的にかなりまとまっているのである。この類の部分的偏りは三つの種類に分かれる。

a、一方が前半部分に偏るもの

b、一方が後半部分に偏るもの

c、前半部分に偏るものと後半部分に偏るものと二種類あるもの  
まず、aの類のものを表示する。

表Ⅰ。文字の用いられている部分を線示す。

。Ⅳで使用が終っているものは最終用例の所在を示す。





b'

ノ	ハ	タ	ヲ	オ	ア	タ
ノ	ハ	タ	ヲ	オ	ア	タ
の	は	た	を	を	あ	た
ノ	ハ	タ	ヲ	オ	ア	タ
の	は	た	を	を	あ	た
ノ	ハ	タ	ヲ	オ	ア	タ
の	は	た	を	を	あ	た
ノ	ハ	タ	ヲ	オ	ア	タ
の	は	た	を	を	あ	た
ノ	ハ	タ	ヲ	オ	ア	タ
の	は	た	を	を	あ	た

c'

ノ	ニ	コ
の	に	こ
ノ	ニ	コ
の	に	こ
ノ	ニ	コ
の	に	こ
ノ	ニ	コ
の	に	こ
ノ	ニ	コ
の	に	こ

先掲の文字以外にも使用状態の変化するものがある。  
 ノの単字としては「の」「ぬ」「ぢ」の三字があるが、「ぢ」は用例が少く、専ら「の」と「ぬ」とが用いられる。文字の使い分けという点につ

いては、頻出するものでは次の如くであり用法差は認められない。

の				か			
り	れ	の	の	り	の	の	
れ	れ	の	の	れ	の	の	
11	17	2	7	16		3	I
11	13	3	2	18	1	2	II
10	15	5	5	15			III
13	19	8	12	9			IV
8	13	2	2	23	1		V
11	12	0	0	13	1		VI
13	17	2	1	9			VII
10	10	0	0	18			VIII

また、両者ともに語頭・語中・語尾ともに区別なく用いられており、双方にその意味での用法上の差異は認められない。しかるに、用例数は次の如くである。(単字の場合)

の		の		
助詞「の」	助詞以外	助詞「の」	助詞以外	
61	4	33	15	I
60	8	37	10	II
74	9	42	10	III
65	10	40	14	IV
70	8	14	3	V
66	6	28	4	VI
59	8	15	1	VII
63	10	22	4	VIII

「の」の使用はV以降では半数以下になってしまっている。これは先述の文字変化する位置の後における変化である。ノにおけるこの様な文字の用い方は、先述した部分的にしか用いら

## 二、表記上の諸事象

れないものとは異っている。しかし、その変化の生じる位置等において等は等しく、必ずしも部分的に用いられる文字のみではなく全体的に用いられている文字にあっても使用数において同様に偏りを見せることが分かるのである。IVにおける文字使用の変化は種々の形で表面化している様子を見ることができるのである。

以上のことからIVの部分において文字使用上の変化が生じたことは明らかに思ったと考えるが、その変化の特徴はある部分を限って截然と全体が変化するというものではない。上巻・中巻等の区切りなどの外的要因ではもちろんない。変化する文字全体を見れば表示した丁数でも分る如く、凡そ中巻一五丁〜中巻三〇丁の間において重なりながら変化していく様子を見ることが出来るものである。

その変化の要因は何であるかについては未詳である。ただ、この文字使用が変化する近くで変わっているものは中巻一三ウでイソホ伝が終了し、以降は作り物語となっていることがある。

イソホ伝が終了した後に文字使用が変化したと考えられなくはない。現在、他に有力な要因も考えられないので一応主要な要因の一つに挙げておくことにする。尚、後考を俟ちたい。

大部分の文字については使用に偏りは認められないのであるが、一群の文字にははっきりと使用上の偏りが認められ、それは前半と後半とに分れると考えられる。この点について本資料における文字使用の二部性と考える。

前節では文字使用上の二部性が明らかになったのであるが、本節では文字使用以外の表記上の事象について触れる。

文字使用以外の表記上の事象においても同様の位置を境にして異った表記がなされているものがある。一つは原因・理由を表わす場合の「〜によ(つ)て」が、「よつて」と書かれる場合と「よて」と書かれる場合とであり、二つには四つ仮名の誤りである。

まず、原因・理由を表わす「〜によ(つ)て」から検討する。「よつて」は四例を除いてすべて中巻二二才までに用いられており、中巻二四才以下は「よて」が用いられる。その用法も次の如くである。

		I〜IV (中二二才)	IV (中二四才)〜VIII
これによつて	12例	1	
これによて	0	10	
それによつて	4	1	
それによて	0	0	
によつて	7	2	
によて	0	8	

用法の相違は「よつて」「よて」の違いとは関係しておらず、また後半における例外も特定の用法に偏っていない。発音としては、例

えば天草版に見られる如く「ヨツテ」であると考えられ、用法にも差異がないとすれば表記上の問題として捉えられる。

書陵部蔵古活字版「伊曾保物語」<sup>(7)</sup>においても前半部分は「よつて」と書いているのに対し後半では「是によて」(下一四ウ、二六オ)とするか、或は「依・仍」と漢字を用いており、形は異なるが国会図書館本と類似の対立は認められるようである。

「もて(以)」「よて(仍)」は平仮名の表記としてはツを表記しないのが古くからの形であり、キリシタン版の国字本においても「もて」「よて」で統一<sup>(8)</sup>されている。さすればこの伊曾保物語における表記は、前半が表音的になされていると考えられなくもない。

次に四つ仮名の誤りに目を向ける。四つ仮名において誤るものは次のものである。

- 自由 ちゆう 上一四ウ・中二五オ(しゆう下三一オ)
- 時刻 ちこく 中六オ(しこく下二三オ)
- 自在 ちさい 中一ウ
- 時代 ちたい 上一オ
- 文字 もんち 上一〇オ(もし上二ウ)
- 養生 ようちやう 中八オ
- 領掌 りやうちやう 上七オ・上九ウ・上一三ウ  
(りやうしやう下三九オ)

出現する範囲はIV(中二五オ)までであり、「よつて」の出現範囲と一致を見る。また、誤っているものはいずれも「じ」を「ぢ」と誤ったものである。

さて、四つ仮名の混同は一方的にヂ・ヅからジ・ズへ変化するものではなく、過渡期においてはジ・ズをヂ・ヅと発音することもあったと考えられている。今、大蔵流虎清本狂言台本で見ると次の如くである。

ヂ↓ジ

- 。じや(「猿座頭」一〇例他全例)
- 。おじやる(「猿座頭」一一例中九例)
- をじやる(「猿座頭」一一例中一例) (。おぢやる(「猿座頭」初出一例)
- 。一すじ、三すじ(筋) (「禁野」)
- 。すじ(筋) ともない事(「薬水」二例)
- 。なえじ(汝) (「蟹山伏」他七例全例)
- cf. ちうだい(重代) (「禁野」)
- 。ぢごく(地獄) (「鏡男」)

ジ↓ヂ

- 。ぢぶん(時分) (「泣尼」)
- 。ぢやうごは(情強) (「鈍根草」)
- 。ぢやうだん(元談) (「鈍根草」)
- 。ぢやくはい(若輩) (「文荷」)

。しんぢよう（進う）（「猿座頭」）

cf. じやうごは（「鈍根草」）

。じやくはい（「薬水」二例）等

ヂをジに誤るものは「じや」の全例を始として語中語尾に集中する。語頭のヂは正しく残っている。また、ジをヂに誤るものは逆に語頭に集中する。これらの例からは、語頭はヂで書かれることが多い。虎清本狂言台本の用字法は表音的であることが既に指摘されている。<sup>(9)</sup>この場合も虎清本の用字の傾向からすると四つ仮名の発音的状态を反映しているのではないかと考えられる。

この虎清本狂言台本の表記を参考にすると、「伊曾保物語」においても、語頭等に用いられる「ぢ」の表記は一見誤った回帰の如き印象を受け、またヂを強く意識しているのではあるが、実は当時の発音を背景に持っていると考えられるのである。

以上、特徴的に現れる一点について表記的偏りを見たわけである。その部分は前節で述べた文字使用の偏りと一致を見る。また、それぞれの事象は先述した如く表音的に表記するという方向での表記と考え得るものである。

## おわりに

第一節においては文字使用の二部性を見、第二節においては二点の表記上の事象について偏りがあることを見た。また、両者は位置

を同じくして分布対立していることも明らかになった。

表音的に表記する点について文選工が関与する可能性は少いと考えられるので、この点の偏りは原稿に起因するものであろう。一方文字使用においては第一節で見た如く二字以上の連合活字においても同音節を表わす文字が複数あり、連合活字も異った仮名の組み合わせである。また、その中には二字画で一字の「し」等も含まれており、多種の仮名、或は同一仮名でも多様な形に対応し得ると考えられる。一方表工及び「ノ」の仮名では単字の偏りも認められ、この場合原稿の仮名用法はそのままに植字しているものと考え、文選工の選択は活字種の段階までであると考えるのが穏当であろう。

第一節、第二節で扱った問題は同じく原稿の段階での仮名用法、また表記上の問題と考えられるのである。

使用仮名が異っていることと表音的表記法か否かということとは性格が異なるものではあるが、表記に対する意識が前半と後半とで異なるという点に共通性を見出すのである。四つ仮名の誤り及びその出現状況等にしても、この様な背景の上に理解されてくるのである。国立国会図書館蔵古活字版「伊曾保物語」の文字について、全体的まとめの一つとして報告をしたわけであるが不明な点も少くない。大方の御教示を願う次第である。

注（一） 拙稿「大藏流狂言資料に見られる平仮名用字法の諸相」

（高知大学学術研究報告第二八巻人文科学）



(2) 単字のみではなく、二字連合活字、三字連合活字等の種類をいう。

(3) 「国立国会図書館蔵古活字版『伊曾保物語』平仮名文字資料集」(菅原他編、昭53・3 私家版)によれば、二字以上の連合活字がある場合には単字が用いられる場合が少い等。

(4) 注(2)でいう連合活字も一単位として考え、それを含めて以下文字という。

(5) 注(3)文献

(6) 注(3)文献

(7) 大塚光信「キリシタン版エソポ物語付古活字版伊曾保物語」(角川文庫)所収本文による。

(8) 「どぢりなきりしたん」(慶長五年長崎版)、「こんてむつすむん地」(天理図書館蔵)等。

(9) 佐々木峻「定家仮各遣と契沖の仮名遣との間における一種の仮名遣について」(『正しい日本語』第三卷)

拙稿「室町時代の平仮名資料における一表記法」(『国文学攷』65)・注(1)文献等。

(附記)

本稿を成するに当り、原本の閲覧を許可された国立国会図書館、また種々御教示いただいた同館貴重書室の方々に厚く御礼申し上げます。

(高知大学講師)